

○石垣市民の森の設置及び管理に関する条例

令和2年12月14日

条例第38号

石垣市民の森の設置及び管理に関する条例(平成18年石垣市条例第10号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 市民の生活環境の変化や新生活様式に伴い、木材や森林への関わりが少なくなっていることから、市民に森との関わりを取戻す拠点と暮らしの中で木や緑とのふれあいの場を提供するとともに、森林及び林業の情報発信基地として次代を担う青少年の健全な育成を図り、もって地域の振興と市民の教育及び文化の発展に寄与するため、石垣市民の森(以下「市民の森」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木づかい運動 暮らしの中に木材製品を取り入れることで、森林を育てていく運動
- (2) 木育 「木づかい運動」の一環として、子どもから大人までを対象に、木材や木製品との触れ合いを通じて木材への親しみや文化への理解を深めて、木材の良さや利用の意義を学ぶ活動

(名称及び位置)

第3条 市民の森の各施設名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
石垣市林業総合センター	石垣市字石垣平川俣1396番地の2他
石垣市林産物等販売用施設	石垣市字石垣平川俣1396番地の2他
石垣市林業総合センター前広場	石垣市字石垣平川俣1396番地の2他
やすらぎの森	石垣市字石垣外山田1365番地の1他
記念の森	石垣市字石垣外山田1365番地の1他
展望広場	石垣市字石垣外山田1365番地の1他
森林空間の施設	石垣市字新川安嵩原1015番地の4他

(市民の森の管理)

第4条 市民の森の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 市民の森の各施設及び附属設備(以下「施設等」という。)の維持及び修繕に関する業務
- (2) 第11条の規定による利用の許可に関する業務、第13条の規定による利用の許可の取消し等に関する業務、第14条第2項の規定による原状回復命令に関する業務その他の利用の許可に関する業務
- (3) 第15条の規定による利用料金の収受に関する業務、第16条の規定による利用料金の減免に関する業務、第17条ただし書の規定による利用料金の返還に関する業務その他の利用料金の収受に関する業務
- (4) 木育・木づかい運動に関する普及と推進に関する業務
- (5) 森林環境教育の実施に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民の森の管理運営に関して、市長が必要と認める自主事業業務

(指定管理者の申請)

第6条 第4条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他規則で定める書類(以下「事業計画書等」という。)を添えて、市長に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切に市民の森の管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書等の内容が、市民の公平な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容が、市民の森の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民の森の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

(指定管理者の指定等の告示)

第8条 市長は、前条の規定により指定管理者を指定したときは、その内容を告示しなければならない。

2 前項の規定は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。

(休業日)

第9条 石垣市林業総合センター及び石垣市林産物等販売用施設の休業日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休業日を変更し、又は臨時に休業日を設けることができる。

(1) 定期休業日 火曜日

(2) 年末年始休業日 12月29日から翌年1月3日までの日

2 前項第1号に規定する休業日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたる場合は、その日の後日において最も近い休業日でない日を休業日とする。

(利用期間等)

第10条 市民の森の利用時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。

名称	利用時間
石垣市林業総合センター	4月1日から10月31日までは、午前9時から午後4時30分まで
石垣市林産物等販売用施設	11月1日から翌年3月31日までは、午前9時から午後4時まで
石垣市林業総合センター前広場	終日利用できるものとするが、その施設内を占有し催し物等を行う場合は、次条の規定によること。
やすらぎの森	
記念の森	
展望広場	
森林空間の施設	

2 施設等の内、石垣市林産物等販売用施設の最長利用期間は6月とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、必要の限度において延長することができる。

(利用の許可)

第11条 市民の森において、別表に掲げる施設等を利用及び行為をしようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者(以下「施設等利用者」という。)が、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、施設等の管理上必要と認めたときは、前項の許可をするに当たり、条件を付することができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。

(3) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第12条 施設等利用者は、施設等を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、施設等利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の許可を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 第11条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(原状回復の義務)

第14条 施設等利用者は、施設等の利用を終えたとき、又は前条各号のいずれかの規定に該当することにより利用の許可を取り消されたときは、速やかに施設等を原状に回復しなければならない。

2 指定管理者は、施設等利用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(利用料金)

第15条 施設等利用者は、別表に掲げる施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納めなければならない。

- 2 施設等利用者は、利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 利用料金は、別表に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。
- 4 指定管理者は、前項の規定により、利用料金を定めようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。
- 5 市長は、前項の承認をしたときは、これを告示するものとする。
- 6 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第17条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(特別設備等の制限)

第18条 施設等利用者は、指定管理者が特別であると認める設備等を設置しようとするときは、利用の許可の申請時にその旨を申し出て指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、施設等利用者の負担においてその設備等を設置させることができる。

(利用者等に対する指示)

第19条 指定管理者は、施設等の保全その他管理上必要があるときは、施設等利用者その他関係者に対し必要な指示をすることができる。

(行為の禁止)

第20条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設等を毀損し、又は汚損すること。
- (2) 土地の形質を変更し、又は土石を採取すること。
- (3) 竹木を伐採し、又は昆虫・植物を採取し、若しくはこれらを傷つけること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 爆発物その他の危険物を持ち込むこと。
- (6) 風紀を乱し、その他利用者に著しく迷惑をかけること。
- (7) 必要以上の面積を使用すること。
- (8) 指定又は指示された場所以外における次のような行為をすること。
 - ア 車両等を乗り入れ、又は止め置くこと。
 - イ たき火、炊飯又は野営すること。
 - ウ ごみ、汚物及び廃物を投棄し、又は放置すること。
- (9) 前各号に定めるもののほか、施設等の利用を妨げる行為をすること。

(行為の制限)

第21条 市民の森において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 看板、立て札等を設置すること。
 - (2) はり紙、旗、のぼり若しくは幕を使用し、又は広告を表示すること。
 - (3) バーベキュー等のために火気を使用する行為
 - (4) その他指定管理者が指定する行為
- 2 指定管理者は、前項の許可をするに当たり、管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(利用の禁止又は制限)

第22条 指定管理者は、施設等の損壊、工事その他の理由により、市民の森の保全又は利用者の危険を防止するため、区域を定めて市民の森の利用を禁止し、又は制限することができる。

2 小学校児童、中学校生徒及び未就学児の利用の場合は、保護者又は引率者の責任で利用しなければならない。

(利用の特例)

第23条 老人、妊婦、心身障害者、挽物事業従事者及び林業従事者の利用については、申出により、必要な範囲内で禁止事項及び制限事項を緩和することができる。

(損害の賠償等)

第24条 利用者は、その利用に際し、施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(事業報告書の提出)

第25条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(規則への委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第11条、第15条関係)

利用料金

種別	区分	基準額	備考
石垣市林業総合センター	研修室	1時間につき 100円	利用時間を経過して利用する場合は、1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とみなす。)を限度として利用料金を徴収する。
	展示室	1日につき 2,000円	
石垣市林産物等販売用施設	売店等	1平方メートルにつき 1月 150円	利用料金は、利用の期間が1月に満たないときは、日割りをもって計算する。
その他の施設等(占用し利用する場合)	広場 駐車場・施設等	1時間につき 150円 1日につき 2,000円	

業としてツアーガイド等をするとき	1日1回につき	1,000円
業として写真を撮影するとき	1日1回につき	1,000円
業として映像を撮影するとき	1日につき	2,000円
撮影会その他これに類する行為をするとき	1日につき	500円